

平成 30 年度 基本方針

昨年 4 月から、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を柱とする社会福祉法人制度改革が施行となった。また国に於いては第 4 次障害者計画や障害者計画基本指針が検討されてきた。本年度は各県や各市町村においても、同様の計画が示される。さらには、障害者福祉サービス報酬改定が行われるなど、障害者自立支援環境が進展している。

一方視覚障害者関連では、鉄道駅ホームから転落し、死亡するという悲惨な事故に一向に歯止めがかからない状況にある。

また、視覚障害者職業自立においては、学校法人平成医療学園グループが「あはき等法は違憲だ」として、国を相手に大阪・東京・仙台の地裁で、第一審訴訟が継続している。

いずれの事柄も、私たちの命と、マッサージ職業自立を脅かすものであり、決して看過できない状況下にある。

更には、県内における視覚障害者自立支援の根幹でもある移動支援環境の構築も、早急な課題として求められている。

こうした課題解決に向けて、当法人及び会は、日盲連や、東盲連、あはき業団体等との連携を強固にしながら、今後も、解決に向けた活動を継続実施して行かなければならない。

こうした中であって、県内視覚障害者の日々の生活向上に向けては、現状や将来を見据えた当事者ニーズとして私たちの要望を県や各市町村に反映させられるよう、障害者計画に盛り込む活動をしなければならない。

当会は、発足してから、本年で 68 年の歴史を歩んでいる。また、法人設立認可から 55 年目を迎える。

このような私たちの歴史の背景の中で法人の果たす役割は益々重要となってきている。

今後も、国や地域が求める社会福祉法人を目指し、私たちが目指す五つ

の理念を根幹として法人運営と事業運営を充実発展させなければならない。特に、私たちの法人は県内の視覚障害者唯一の法人であることを強く認識して、新たに選任された評議員や役員、地域の支部の声に耳を傾けて、円滑で発展的視点に立つ、活動に努めて行かなければならない。そして、県内の視覚障害者のセンター的機能の強化を図らなければならない。こうした当法人の方針の下に、以下に平成30年度の基本方針の柱を列記する。

- 1 法人改革2年目に伴う法人運営及び事業運営の円滑化の取り組み
- 2 岩手マッサージセンター事業所の円滑な運営
- 3 日中一時支援事業所「ジャンプの家」・同行援護従業者養成研修事業の円滑な運営・社会参加促進事業の円滑な運営
- 4 移動支援事業所の施設化及び同行援護事業所開所等の検討
- 5 視覚障害者スポーツ等の振興
- 6 東北ブロックあはき研修会開催の取り組み
- 7 第15回岩手県視覚障害者福祉大会開催の取り組み
- 8 地域視覚障害者福祉サービス向上の更なる推進
- 9 災害における視覚障害者への対応活動
- 10 あはき等法19条違憲訴訟に伴う国勝訴支援活動への参加協力と無資格施術容認マスコミ報道に対する監視運動
- 11 岩手県視覚障害者団体連絡協議会活動への協力
- 12 日盲連・東盲連等、関係団体との連携協力と相互理解の推進

以上、平成30年度の基本方針とする。